

## 第 6 期静岡県障害福祉計画等の策定について

### 1 障害福祉計画等に係る国の基本方針の一部改正

令和 2 年 5 月 19 日、障害福祉計画等に係る国の基本指針の一部改正が告示され、第 6 期計画の作成に係る方針が示された。改正内容は別添「第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児計画に係る基本指針の見直しについて」を参照。

### 2 障害福祉計画等の概要

障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業（県・市町）及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として策定するものである。

本県の障害福祉計画は、障害者基本法に基づく障害者計画と併せて「ふじのくに障害者しあわせプラン」と総称し、障害者計画の目標実現に向けた数値目標等の実施計画としても位置付けている。

区 分	ふじのくに障害者しあわせプラン	
	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第 11 条第 2 項	障害者総合支援法第 89 条 1 項 児童福祉法第 33 条の 22
規定事項	障害者施策の基本的方向性を規定	障害者計画の目標実現に向けた数値目標等の実施計画を規定
具体的内容 (設定事項)	・基本理念及び基本目標 ・基本目標に対する県の取組	・成果目標（サービス提供体制確保のための目標） ・活動指標（サービス毎の必要見込量）
現行計画	第 4 次計画（H30～H33）	障害福祉計画 第 5 期（H30～R2） 障害児福祉計画 第 1 期（H30～R2）

種 別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
	県総合計画	前期計画 H22～H25				後期計画 H26～H29				県の新ビジョン H30～R3				
ふじのくに障害者しあわせプラン	障害者計画 (障害者基本法) 第 2 次 H19～H24			第 3 次 H25～H29					第 4 次 H30～R3					
	障害福祉計画 (障害者総合支援法) 第 2 期 H21～H23		第 3 期 H24～H26			第 4 期 H27～H29			第 5 期 H30～R2		第 6 期 R3～R5			
	障害児福祉計画 (児童福祉法)									第 1 期 H30～R2		第 2 期 R3～R5		

### 3 策定スケジュール

時 期	内 容
令和 2 年 9 月まで	各市町による計画数値の検討
10～11 月	県と各市町による数値確認、圏域数値とりまとめ・調整等
11 月～12 月	施策推進協議会での中間報告、各圏域障害福祉計画の確定
令和 3 年 1 月	県全体計画原案策定
2 月	パブリックコメント実施
3 月	施策推進協議会での承認
3 月末	計画公表

## 第6期静岡県障害者福祉計画等における精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築に係る成果目標の設定（案）

### 1 計画で設定する成果目標

- ・国が示す基本指針により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る成果目標について、以下のとおり設定する。

第5期計画	第6期計画	第6期設定数値 (設定方法)
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 (目標値：2023 (R5) 年度 316日) (基準値：2016 (H28) 3月 290日)</li> </ul>	国の基本指針で定める基本日数  (別添資料1「基本指針の見直しについて」3成果目標③、別添資料2「平均生活日数について」を参照)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) &lt;65歳以上&gt; (目標値：2020年度 1,874人) (実績値：2018年度 1,803人)</li> <li>&lt;65歳未満&gt; (目標値：2020年度 1,358人) (実績値：2018年度 1,468人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) &lt;65歳以上&gt; (目標値：2023 (R5) 年度 1,655人) (基準値：2018 (H30) 年度 1,803人)</li> <li>&lt;65歳未満&gt; (目標値：2023 (R5) 年度 1,128人) (基準値：2018 (H30) 年度 1,468人)</li> </ul>	国の算定シートにより算出  (別添資料1「基本指針の見直しについて」3成果目標③、別添資料3「地域移行に伴う基盤整備量」を参照)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行に伴う基盤整備量(利用者数) ※ (目標値：2020年度 704人) ※上記目標値の長期入院患者数を推計する際に必要とされる障害福祉サービス等の利用が見込まれる人数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行に伴う基盤整備量(利用者数) (目標値：2023 (R5) 年度 1,133人)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病床における早期退院率 (入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点) &lt;入院後3か月時点&gt; (目標値：2020年度 69%) (実績値：2017年度 65.4%)</li> <li>&lt;入院後6か月時点&gt; (目標値：2020年度 84%) (実績値：2017年度 84.6%)</li> <li>&lt;入院後1年時点&gt; (目標値：2020年度 90%) (実績値：2017年度 91.9%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病床における早期退院率 (入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点) &lt;入院後3か月時点&gt; (目標値：2023 (R5) 年度 69%) (基準値：2017 (H29) 年度 65.4%)</li> <li>&lt;入院後6か月時点&gt; (目標値：2023 (R5) 年度 86%) (基準値：2017 (H29) 年度 84.6%)</li> <li>&lt;入院後1年時点&gt; (目標値：2023 (R5) 年度 92%) (基準値：2017 (H29) 年度 91.9%)</li> </ul>	国の基本指針で定める数値  (別添資料1「基本指針の見直しについて」3成果目標③を参照)

※国の基本指針については、以下の資料を参照

別添資料1「第6期障害者福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて」

別添資料2「精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について」

別添資料3「精神病床における1年以上長期入院患者数及び地域移行に伴う基盤整備量」

# 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

別添資料 1

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

## 2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保

- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組

- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

## 3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

### ① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数：R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数：R元年度末の1.6%以上削減

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に  
(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率：3カ月後 69%以上、6カ月後 86%以上、1年後 92%以上  
(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍  
うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上(新)

### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

### ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

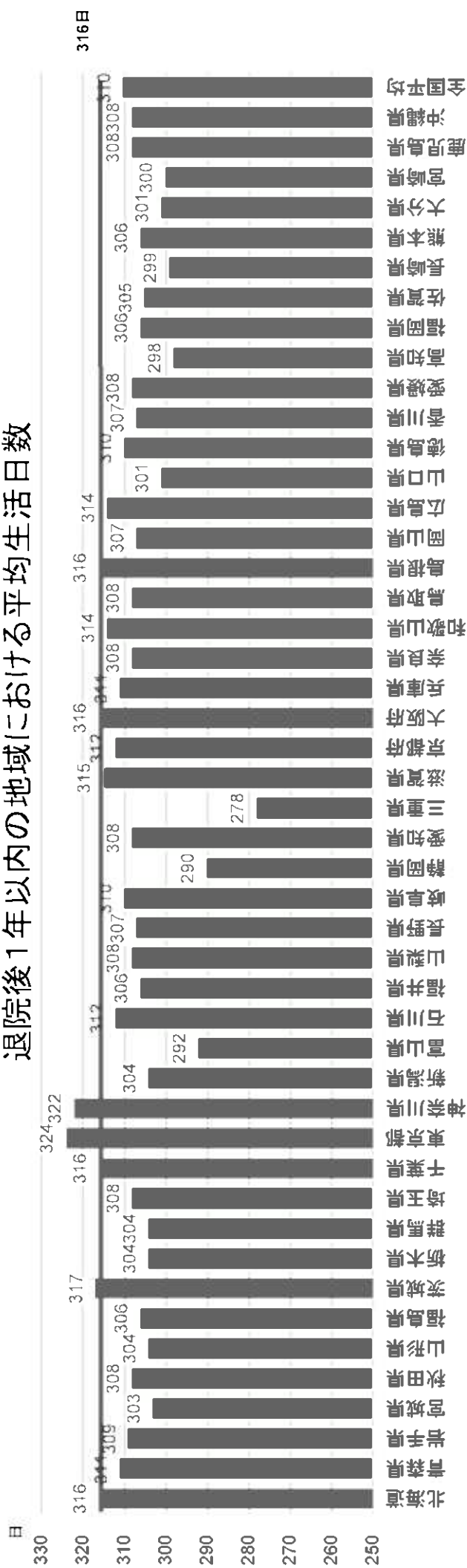
### ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

## ②精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について

第6期障害福祉計画の目標値については、上位10%の都道府県が達成している値(316日以上)を基本とする。

都道府県別 2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)退院後1年以内の地域における平均生活日数



**具体的な計算式**

2016年精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数

2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)の退院日から1年間の地域生活日数の合算

2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)総数

- ・医療機関へ入院した日数については、地域生活日数として算出されない。
- ・死亡退院者については、分母及び分子から除外されている。
- ・退院後に死亡が確認された場合は、死亡日以降の日数は、地域生活日数として算出されない。



# ②精神病床における1年以上長期入院患者数及び地域移行に伴う基盤整備量

## (推計算定式)

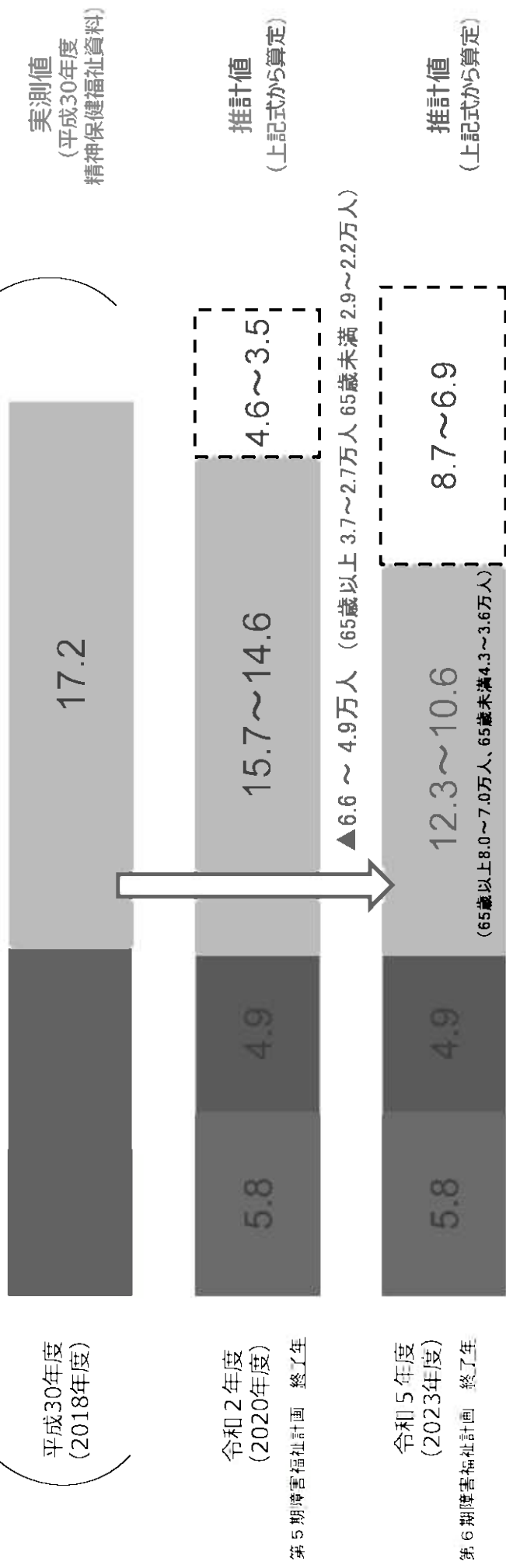
別添資料3

平成26年度の入院受療率を基に政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」： $\alpha$ 、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」： $\beta$ 、③「認知症施策の推進」： $\gamma$  による政策効果を差し引いて、令和5年度の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値を都道府県別に設定（第7次医療計画及び第5期障害福祉計画と同様の算定式）

$$\left[ \begin{array}{c} \text{平成26年} \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{急性期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{性・年齢階級別の} \\ \text{回復期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{性・年齢階級別の} \\ \text{認知症でない者に係る} \\ \text{慢性期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{令和3~5で} \\ \text{26~35\% (注2)} \\ \text{減少} \\ \times \\ \alpha \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{令和3~5:毎年} \\ \text{4~5\%減少} \\ \times \\ \beta \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{性・年齢階級別の} \\ \text{認知症である者に係る} \\ \text{慢性期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口} \end{array} \right] \times \gamma \left[ \begin{array}{c} \text{令和3~5:毎年} \\ \text{2~3\%減少} \end{array} \right] \div \text{病床利用率}$$

(※) R5年の人口推計データがないため、R2とR6年人口推計データから直線推定

## (参考データ)



第5期障害福祉計画 終了年

第6期障害福祉計画 終了年

実測値  
(平成30年度  
精神保健福祉資料)

推計値  
(上記式から算定)

推計値  
(上記式から算定)